

平成30年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 平成31年3月5日(火)
 午後2時から午後2時30分まで
 場所 一宮保健所 4階 大会議室

発 言 者	発 言 内 容
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>ただいまから平成30年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。 私は、本日の進行を務めさせていただきます一宮保健所の坂井田と申します。 よろしくお願ひいたします。 開会にあたりまして、一宮保健所の澁谷所長より御挨拶申し上げます。</p>
<p>事務局 (一宮保健所所長)</p>	<p>失礼をいたします。 一宮保健所所長の澁谷でございます。 本日は、大変皆様にはお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。 開会にあたりまして、事務局を代表して、一言、御挨拶を申し上げます。 皆様方にはそれぞれのお立場で、健康福祉行政の推進のため格別の御理解と御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。 この場をお借りいたしまして、重ねてお礼を申し上げます。 誠にありがとうございます。 さて、本日の圏域会議でございますが、これは年2回開催させていただいております、愛知県地域保健医療計画に定めます2次医療圏における、保健、医療、福祉に関する施策について、円滑かつ効果的に推進するために皆様方の御意見をいただくものでございます。 本日は2回目でございますが、お手元の会議次第のとおり、議題が1つと報告事項を3点用意しております。 私どもの地域の誰もがより健康で、安心して暮らせる社会を実現させるために皆様方の御協力をぜひいただきたいと思っておりますので、限られた時間で恐縮ではございますが、活発で忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。</p>

事務局
(一宮保健所次長)

ます。

簡単ですが開会の御挨拶とさせていただきます。
本日はよろしく願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りいたしました資料でございますが、会議次第、出席者名簿、配席図、資料 1-1 から資料 1-3、左側の資料でございます。

それから左側の参考で、資料 2、資料 3-1、資料 3-2、資料の 4、それから資料配付のみの資料、それと会議開催要領を事前に送付させていただいております。

そして、本日差し替えとして、出席者名簿と配席図を机の上に置かさせていただいております。

また、尾張福祉相談センターの事業概要と一宮児童相談センター、児童相談のあらましを配付させていただいております。

不足しているものがございましたらお知らせくださるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

事務局
(一宮保健所次長)

本日御出席いただきました皆様を御紹介するのが本来でございますが、時間の関係からお手元の名簿と配席図で代えさせていただきます。

また、本日は傍聴者が 1 名お見えになっております。

傍聴の方に申し上げます。

会議の傍聴につきましては、お手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いいたします。

事務局
(一宮保健所次長)

次に議長の選出でございます。

本会議の議長につきましては、配付しております当会議の開催要領第 4 条第 2 項により、出席者の互選により決定することとなっております。

特に御異議がなければ、一宮市医師会長の重村様にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【異議なし】の声あり

事務局
(一宮保健所次長)

ありがとうございます。

それでは、出席者の皆様の総意として、一宮市医師会長

	<p>の重村様に議長をお願いしたいと思います。 よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、議長として御指名を受けました重村でございます。よろしく願いいたします。 それではですね、これから議事に入りますが、その前に委員の出欠状況及び本日の会議の公開、非公開の取り扱いについて、事務局の方から御説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>開催要領第4条第3項に基づき委員の出欠状況につきまして報告いたします。 今回の構成員の人数は19名でございます。現在の出席人数は19名、欠席者はございません。 以上のことから開催要領に記載されている委員の過半数の出席がなされていることを報告いたします。 また、当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっております。 したがって、全て公開で行いたいと思います。 なお、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することにしておりますのであらかじめ御承知くださるようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの報告のとおり、本委員会は委員の過半数の出席がなされていることを確認します。 また、事務局から説明がありましたとおり、全て公開で議論したいと思います。 よろしく願いいたします。 では、議題に入りたいと思います。「介護保険施設等の整備承認について」事務局から御説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (尾張福祉相談センター次長)</p>	<p>尾張福祉相談センターの猿渡と申します。 日頃は福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。 それでは議題の介護保険施設等の整備計画について御説明させていただきます。申し訳ございませんが着座にて説明させていただきます。 お手元の資料1-1「介護保険施設等の整備計画について」</p>

を御覧ください、稲沢市内の混合型特定施設入居者生活介護の整備計画でございます。

最初に介護保険施設整備の手続きについて御説明しますので1枚おめくりいただきまして、資料1-2を御覧ください。

本県では介護保険施設など入所施設の整備につきましては、平成32年度までを計画期間とする第7期愛知県高齢者健康福祉計画により、圏域ごとにそれぞれの施設の必要整備目標数、すなわち整備枠というものを設けております。

圏域ごとに整備枠を設ける理由は、それぞれの地域で必要な介護施設の整備を促進するにはニーズを把握し、介護保険における給付と負担のバランスを考慮しながら進めていく必要があるためです。

そして整備を行う場合には、この圏域会議における承認が必要であるため、設置予定者から事前に協議をしていただくことになっております。この資料の3、真ん中辺り、事前協議の流れについてであります。まず、(1)の事前相談票の提出がありますと整備予定地の市町村へ意見をお聞きし、(3)の圏域内の市町村で構成する研究会等を開催して、圏域における調整を行います。その後、この圏域会議で御意見をお聞きしたのち、(5)のとおりその結果を事前相談票提出者に通知いたします。

今回御審議いただく案件は、4に記載してある施設種類のうち、(5)の混合型特定施設入居者生活介護についてでございます。この混合型特定施設入居者生活介護について、少し補足をさせていただきます。

すぐ下の※の2に記載しましたように特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく指定を受けて、その施設が日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを介護保険サービスとして提供するものでございます。

少し簡単に申し上げますと、広告やチラシで介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームというものを御覧になった方もおみえではないかと思えます。

このうち介護付き有料老人ホームというのが、この特定施設入居者生活介護に該当いたします。

一方、住宅型有料老人ホームというのは基本的に居宅と同じ扱いでありまして、訪問介護や通所介護などの介護保

険サービスを受けるには、居宅のケアマネさんがサービスをコーディネートするということになります。

これに対して、介護付き有料老人ホーム、すなわち特定施設入居者生活介護といいますが、有料老人ホームそのものが、特別養護老人ホームや老人保健施設と同じように介護保険サービスを提供いたします。ですから特別養護老人ホームや老人保健施設と同様に整備枠をもって、介護保険における給付と負担のバランスを考えながら整備を進めていくという考え方、つまり、この圏域会議での承認が必要ということになるわけでございます。

このうち入居者が介護保険の要介護者に限られているのが(4)の介護専用型、入居者が要介護者に限られていないものが(5)の混合型でございます。

すぐ下の※3に記載しましたように、(5)の混合型につきましては、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の7割を介護保険における要介護者のための整備枠として設定いたします。

次に1枚おめくりいただいて、資料1-3尾張西部圏域第7期介護保険施設等整備計画を御覧ください。この資料には表が5つございますが、一番下の5混合型特定施設入居者生活介護の表を御覧いただきますと左から区分、その右に30年9月末定員数、整備目標、それから必要数(整備枠)、この整備枠といいますが、30年度、32年度の整備目標から30年9月末定員数をそれぞれ差し引いたものでございます。そして一番右に今回申請分を記載しております。

今回事前相談がありました5の混合型特定施設入居者生活介護のこの圏域における整備枠は、この表の一番下に点々の網掛けをしておりますが、30年度はマイナス13人でございます。平成30年度がマイナス13人となっております理由は、前回8月8日に開催されたこの圏域会議で、平成30年度の整備枠が50人のところ、平成32年度までの整備枠を前倒しいたしまして、整備予定定員63人の御承認をいただいたことによるものでございます。

なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、1枚おめくりいただきました次の参考資料に、施設の種類別、市町別に施設名と定員を記載しております。

申し訳ございませんが、資料1-1にお戻りください。今回、事前相談のありました整備計画の内容は、株式会社シ

シャイニングライフからのもので、現在、稲沢市内の既存の有料老人ホームについて、混合型特定施設入居者生活介護の指定を受けようとするもので、整備予定定員は30人、開所予定は平成31年、2019年5月でございます。混合型特定施設の場合は、入居者が要介護者に限られていないことから施設定員の7割を整備枠として設定することとなり、定員が30人でございますので、その7割の21人が整備枠となります。

一番下の参考として、点線で囲った介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第5を御覧ください。これは提出された事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準でございますが、1号の下線部になります。ここに年度ごとの整備目標値から既存数を引いた数の範囲内であることとあります。また、2号の下線部でございますが、施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認めることが、次年度以降の整備枠を前倒しする場合の承認基準となります。

これを本件にあてはめると先ほど資料1-3で御説明しましたとおり、混合型特定施設入居者生活介護の平成30年度の整備枠はマイナス13人で、今回申請のありました21人というのは、その整備枠を超えております。

また、前倒し整備については、平成31年1月29日に開催した尾張西部圏域研究会において、圏域内の全市、すなわち一宮市、稲沢市さんからいずれも必要とは認められませんでした。したがって、この株式会社シャイニングライフからの事前相談につきましては、不承認が適切と考えております。

この混合型特定施設入居者生活介護の整備計画につきましては、不承認が適切と考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

何か質問等は、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは議題につきまして、開催要領に基づき議決を行います。

「介護保険施設等の整備計画について」説明のとおり不

承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者 挙手】

はい、ありがとうございました。

挙手全員と認めます。

よって、本整備計画は全員一致で不承認となりました。
これをもちまして、議題を終了させていただきます。

議長

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」、
(2)「愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新等について」、(3)「尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について」の3件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(一宮保健所課長補佐)

一宮保健所総務企画課の加藤と申します。

失礼ながら着座にて説明させていただきます。

お願いいたします。

それでは報告事項の1「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行によりまして、本年4月27日から5月6日まで10日間連続休日となる場合がございますが、それを踏まえまして、国の方からこの間の医療提供体制の確保に万全を期すように通知が出ております。

この通知内容につきましては、記載のとおり都道府県におきまして、この間の医療機関等の情報の把握とその把握した情報の県民等への周知及び医療関係者等への情報共有を行うこととされております。

この通知によりまして、本県におきましては、状況把握に努めておりまして、記載のとおり各医療機関へそれぞれのところから御依頼をさせていただいております。

保健所からも関係機関に御依頼いたしまして、既に御回答いただいております。

御協力いただきました各医療機関の方々には、この場を

お借りして御協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、当保健所への各機関からの御回答につきましては、4 ページ以下の A3 の表にまとめてあるとおりとなっておりますので、後程詳しく御覧になっていただければと思いますが、10 日間連続で休まれるところは、特にございませんで、圏域の医療機関の医療提供体制に対しては、既に調整がなされているものと考えております。

そして、県の方では、今後、あいち医療情報ネット等へ各医療機関の承諾を得たうえで、潜在的な情報につきましては、3 月中下旬までに掲載する予定としております。

報告事項の 1 につきまして、説明は以上となります。

続きまして、報告事項の 2「愛知県保健医療計画別表に記載されている医療機関名の更新等について」でございます。

まず、資料 3-1 を御覧ください。愛知県地域保健医療計画の別表につきましては、平成 30 年 3 月 30 日に作成されておりまして、その時点から 10 月 29 日までに更新等があったものについて、こちらの表にまとめてございます。

変更といたしましては、救急医療の体系図に記載されている医療機関名として、搬送協力医療機関のはるひ呼吸器病院が病院群輪番制参加病院の方に移られたこと。

それから周産期医療の体系図に記載されている医療機関名のうち、総合周産期母子医療センターのところで、藤田保健衛生大学病院が名称を変更いたしまして、藤田医科大学病院に変更されたこと。

それから小児救急医療の体系図に記載されている医療機関名のうち、県の小児救急中核病院といたしまして、県のあいち小児医療センターにおきまして、PICU 設置病院としてこちらの追加がございました。

また、表題の変更と説明の追加についてということで、医療法につきまして改正されておりましたので、施行規則につきましては、旧の施行規則ということが、はっきりわかるように記載をさせていただいております。

これらのものを反映した資料が、別表として 3-2 の方になっております。

報告事項 2 については、以上となります。

続きまして、報告事項 3「平成 30 年度第 2 回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について」でござ

<p>議長</p> <p>総合大雄会病院・ 社会医療法人大雄会理事長</p> <p>事務局 (一宮保健所課長補佐)</p> <p>総合大雄会病院・ 社会医療法人大雄会理事長</p>	<p>います。</p> <p>資料4を御覧ください。</p> <p>協議事項につきましては、3点ございました。</p> <p>1点目につきましては、公立公的以外の医療機関につきまして、昨年10月に県が行いました意向調査におきまして、地域医療構想区域において担うべき役割や機能を大きく変更すると回答されました医療機関につきまして、公的医療機関等2025プランに準じた事業計画の策定を依頼しておりまして、こちらの方、来年度におきまして、個別に事業計画を提示していただき、そのうえで、協議を行いまして、合意を得ることを決定いたしております。</p> <p>次に2点目は、非稼働病床を有する医療機関への対応についてですが、こちらの方は、昨年10月に行いました県の意向調査の結果を踏まえまして、委員会で出席、説明を求める医療機関を決定いたしまして、これについての協議を行うことといたしました。</p> <p>3点目につきましては、病床整備計画について、計画者から有床診療所整備計画が1件提出されまして、それを審議いたしましたところでございます。</p> <p>また、報告事項としては記載のとおり4点ございます。説明は以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>はい、伊藤先生。</p> <p>大雄会の伊藤です。</p> <p>資料2の10連休の際の医療機関の運営状況ですが、これは何らかの形で、市民、住民に周知をするような計画は、あるかどうかということ教えていただけますか。</p> <p>先程も申し上げたとおり、県の方で全て取りまとめまして、医療情報ネットの方に掲載する予定にしております。おそらく時期としては、3月の中下旬になると思っておりますのでお願いいたします。</p> <p>そうしますとこの地域で何か特別な形で、情報公開するというようなことは、提供するというようなことは、無い</p>
--	---

<p>事務局 (一宮保健所課長補佐)</p>	<p>ということでよろしいでしょうか。</p> <p>今のところこの地域だけのものということでは、考えておりません。</p>
<p>総合大雄会病院・ 社会医療法人大雄会理事長</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他に何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 ありがとうございました。 これで予定の議事は終了しました。 事務局、その他として何かありますでしょうか。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>事務局から1点申し上げさせていただきたいことがございます。</p> <p>本日の配付資料、右肩に資料配付と書かせていただいた「平成30年9月30日現在の既存病床数」と書いたA4、1枚の資料と本日、机の上に配付させていただきました平成30年度尾張福祉相談センター事業概要、それから一宮児童相談センター児童相談のあらまし平成30年度版でございますが、こちらの配付資料につきましては、特に事業概要の2種につきましては、お帰りになられてからまた御覧いただきまして、御意見、御質問等がございましたら、それぞれの行政機関の方へ、あるいは一宮保健所が窓口でございますので、一宮保健所の方まで、何かありましたら、御意見等を御教えいただくよう存じております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>他に何か御意見などございますでしょうか。 何かあれば、よろしく願いいたします。</p> <p>他に御意見等もないようですので、これをもちまして議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましてことをお礼申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは事務局に進行を戻します。</p>

<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>どうもありがとうございました。 閉会にあたりまして、一宮保健所長より御挨拶を申し上げます。</p>
<p>事務局 (一宮保健所所長)</p>	<p>失礼いたします。 本日は、大変重要な課題を御検討いただきまして、誠にありがとうございました。 皆様方にはこの圏域の保健、医療、福祉の推進につきまして、引き続き御支援、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。閉会のお礼の言葉とさせていただきます。 本日は大変お忙しい中、誠にありがとうございました。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>それではこれを持ちまして、平成 30 年度第 2 回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。 どうもありがとうございました。</p>